

件名	愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例
主管課	税務課
根拠法令等	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年5月11日公布、6月11日施行）

【条例の概要】

- 1 趣旨
「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に規定する基本計画において定められた集積区域における県税の特別措置（不動産取得税の課税免除）について定める。
- 2 不動産取得税の特別措置
県の基本計画（主務大臣の同意を受けたものに限る。）で定められた集積区域内において、その同意の日から起算して5年以内に、企業立地に関する計画（県の承認したものに限る。）に従って指定集積業種に属する事業のための施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得をした事業者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。
- 3 申告
不動産取得税に関する申告期限までに、免除対象となる旨の申告があった場合に限り、特別措置を適用する。

施行日 | 公布の日

【その他参考事項】

1 基本計画で指定した集積区域及び集積業種

集積区域	集積業種
四国中央市全域	紙関連産業
新居浜市、西条市全域	先端素材関連産業、機械鉄鋼関連産業、医療関連産業
今治市、西条市、上島町全域	海事関連産業、電気・電子関連産業、食品加工関連産業
松山市、伊予市、東温市、松前町全域	先端素材関連産業、機械関連産業、医療関連産業、食品加工関連産業、情報サービス関連産業
大洲市、八幡浜市、西予市、宇和島市、愛南町全域	食品加工関連産業、電気関連産業、情報サービス関連産業

2 課税免除の要件

- (1) 対象業種
製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業及び自然科学研究所
- (2) 対象不動産
同意集積区域の指定集積業種に属する事業のための施設の用に供する家屋又は土地で、取得価額の合計が3億円（製造業にあっては、5億円）を超えるもの
県の基本計画への国の同意日（平成20年2月1日）以後に取得した不動産で、同意日から5年以内に対象施設を設置したもの（土地については、その土地の取得後1年以内に家屋又は構築物の建設に着手したもの）
対象施設に含まれない部分がある家屋については、共用部分を除いて、対象施設の割合（面積又は取得価額）が2分の1以上のもの